

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表一の項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項」に、「一九、三〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同表二の項中「二七、九〇〇」を「一八、五〇〇」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項に規定する二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に二級建築士試験に合格したものの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第九十六号）第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一百五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の別表第一三の表一の項の規定の適用については、同項中「二四、四〇〇」とあるのは、「一九、三〇〇」とする。

提案説明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、二級建築士木造建築士免許手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。